

資料5

【新】 安城市保育園等運営方針（案）

I 現運営方針の重点課題の対応状況

■現運営方針の重点課題の対応状況

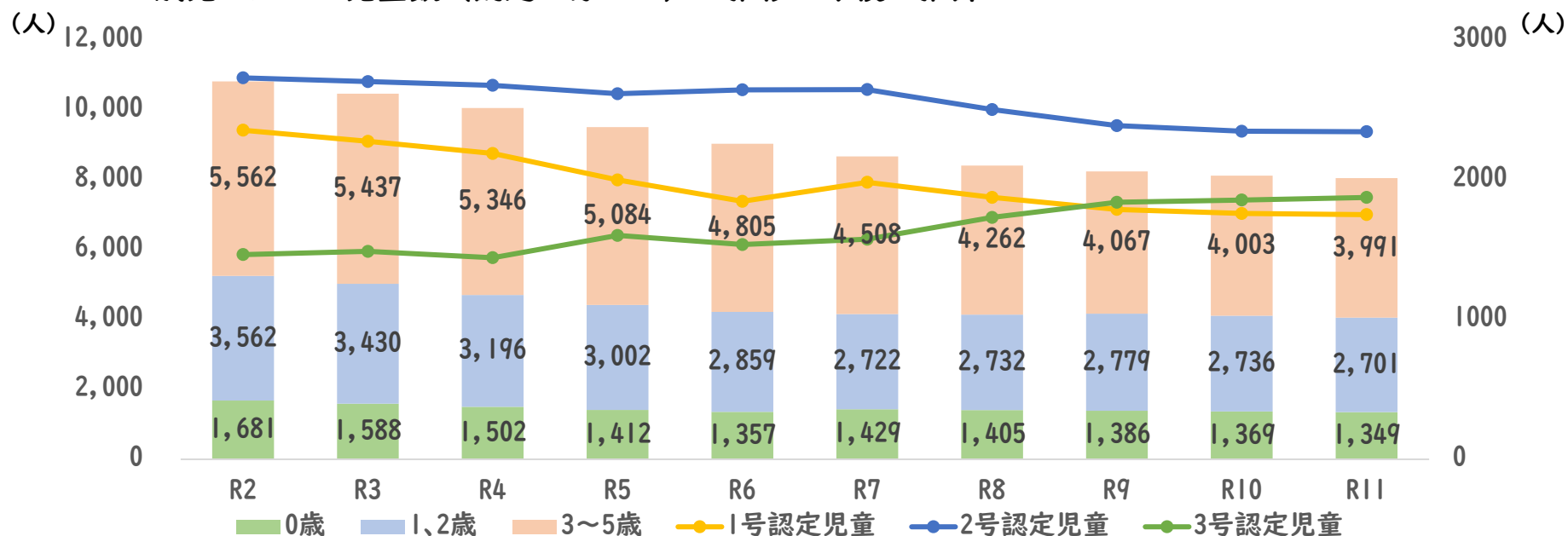
No	重点課題	対応状況
1	保育需要増加への対応	令和4年東山中学校区、令和5年桜井中学校区に新たに民間園を誘致。 安祥中学校区については、少子化の状況、入園児童数の推移、近隣学区の保育所等の利用状況を踏まえ総合的に判断することとして見送り。
2	公立保育園・幼稚園の需要減少への対応	令和3年安城北部幼、東栄幼を認定こども園化。 令和4年城ヶ入保、東部保、高棚保、えのき保、三ツ川保を認定こども園化。 育休退園の解消など今後利便性の向上が図られることから、今後の認定こども園化は進めない。
3	持続的な幼児教育・保育、子育て支援のための財源確保	社会福祉事業団※を設立し、公立園14園を移管。 残る公立園13園については、持続性を検討しつつ、その機能及び円滑な保育士派遣のため、現体制を継続。

⇒現運営方針の重点課題については、概ね達成できている。

※社会福祉事業団：社会福祉法人「安城市こども未来事業団」を令和2年12月に設立。令和3年4月に公立園14園を事業団に移管するとともに公立園の保育士を事業団へ派遣し、民間園として運営を行っている。

2 現状について（人口と児童数）

■0-5歳児の人口と児童数（認定区分ごと）の推移と今後の推計



■低年齢児の保育所等への入所率（国と市の比較）

	国	安城市
3歳未満児	46.0%	32.0%
うち0歳児	17.3%	7.7%
うち1,2歳児	59.3%	43.5%

人口はどの年代も減少傾向である。児童数について、1号・2号認定児童は減少傾向であるものの、3号認定児童は増加傾向である。

※3号認定児童の増加について
本市の入所率が国と同等まで増加すると見込むと、**少なくとも令和15年度までは児童数は増え続けることが想定される。**

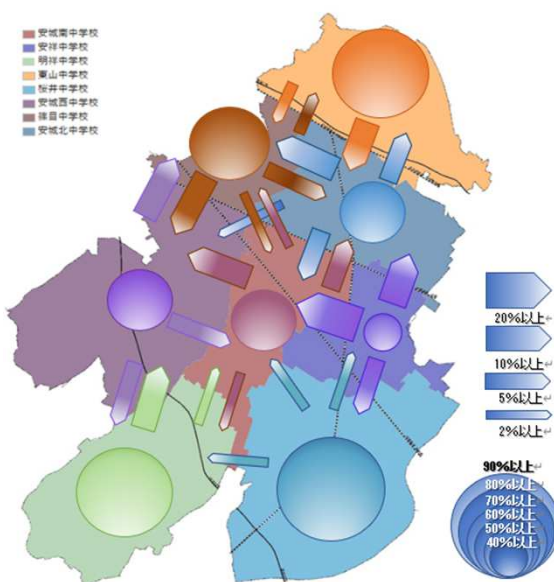
1号認定児童：満3歳以上で、幼稚園等での教育を利用する小学校就学前までの子ども
2号認定児童：満3歳以上で、保育が必要な理由に該当する小学校就学前までの子ども
3号認定児童：満3歳未満で、保育が必要な理由に該当する子ども

2 現状について（児童の利用施設）

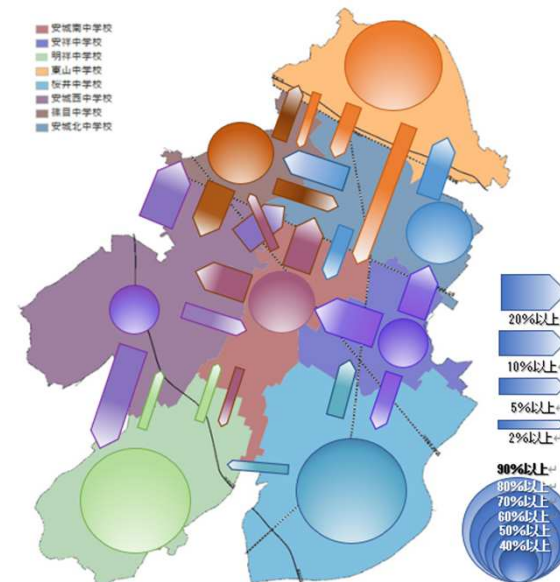
児童の利用保育所等と居住地の関係

児童が利用する保育所と居住地の関係性をみると、必ずしも居住する中学校区の保育所ではなく、居住する中学校区以外の保育所等を利用しているケースも多い。勤務場所の近隣や通勤経路上の保育所を利用する場合が考えられる。

■ 児童の利用保育所等と居住地の関係



《2号認定児童(満3歳以上の保育が必要な子ども)》



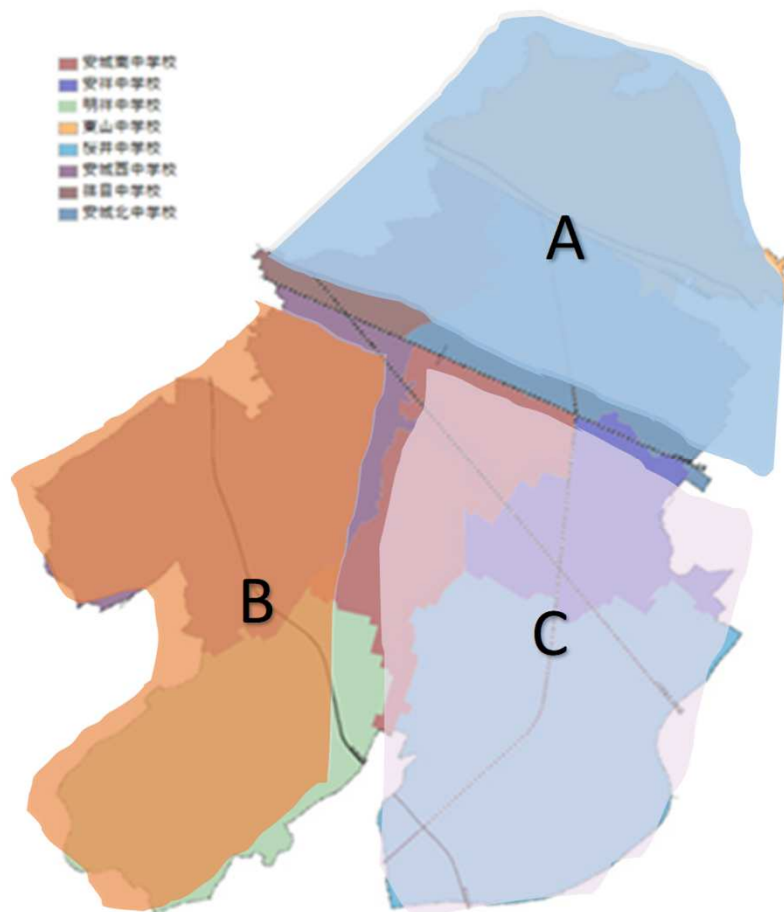
《3号認定児童(満3歳未満で保育が必要な子ども)》

地区によっては半数近くが居住地外の保育所等に通っている状況である。児童の受け皿の過不足を分析する上では、こうした傾向を加味したある程度広いエリアで考える必要がある。

2 現状について（通園エリア）

通園区域を基にしたエリア分け

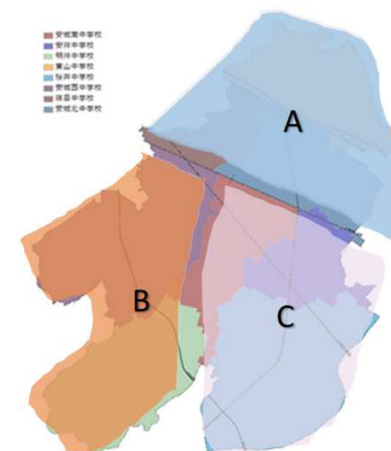
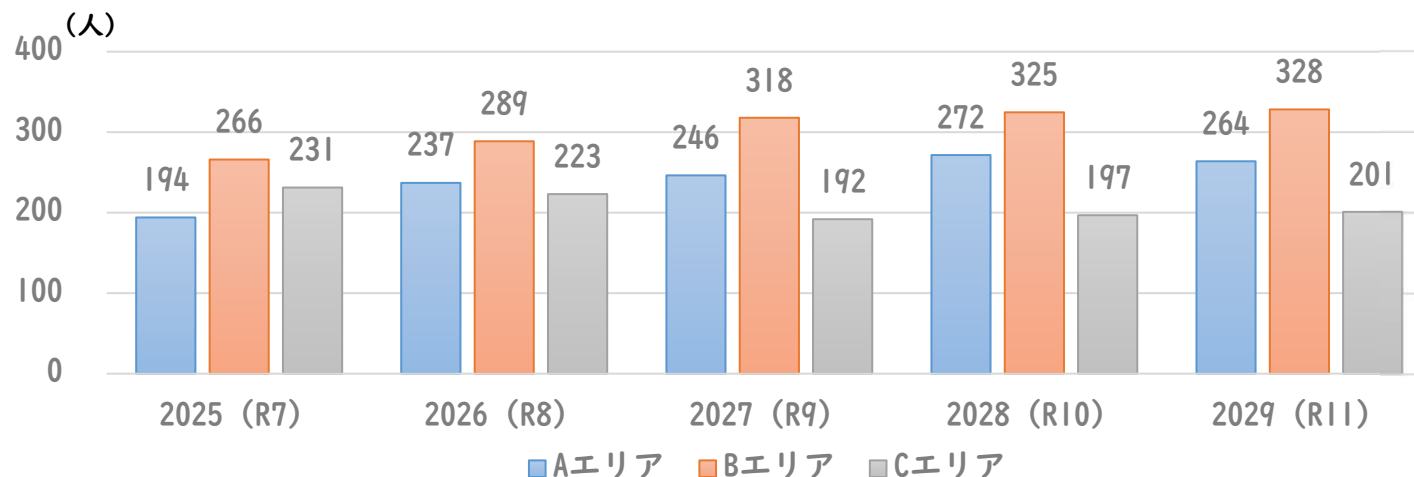
■通園状況を基にした通園エリア



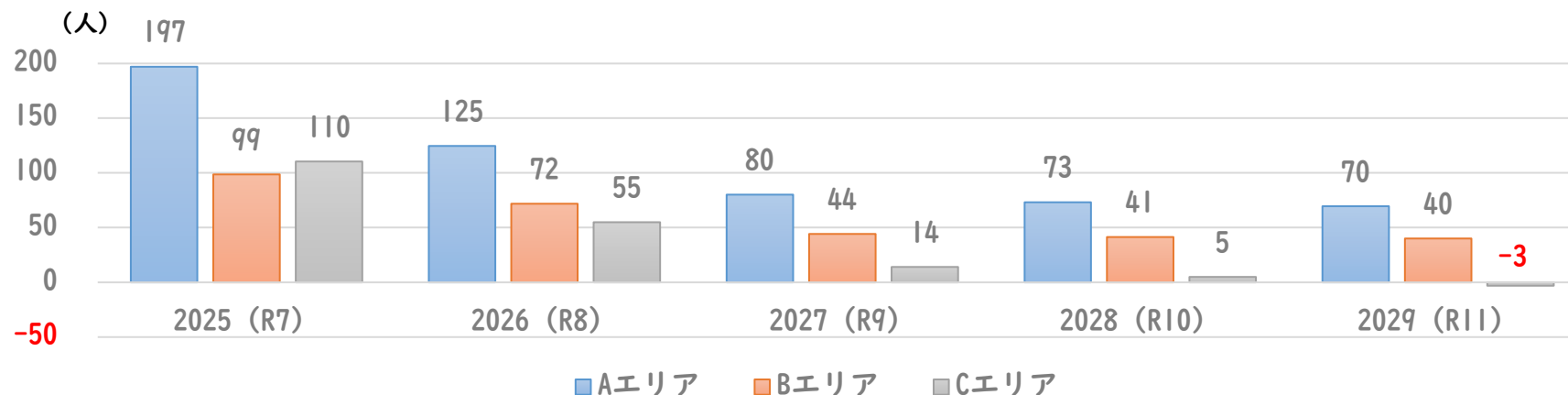
エリア	中学校区
A	東山中、北中、篠目中
B	西中、明祥中
C	南中、安祥中、桜井中

2 現状について（エリア分析）

■2号認定児童(満3歳以上の保育が必要な子ども)のエリア内受入可能人数(受入人数－入園見込児童数)



■3号認定児童(満3歳未満で保育が必要な子ども)のエリア内受入可能人数(受入人数－入園見込児童数)



現時点においては、いずれのエリアも整備は必要ないと考えられる。ただし、3号児童については将来的に不足が見込まれるエリアもある。

3 新運営方針の考え方

「ハード整備からソフト面の強化へ」

本市における施設の状況は、現時点においてはある程度充足していると言える。そのため、これまでの待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換をはかり、「質の向上」に資する取組を重点項目として位置づけ、取組を推進していくこととする。

国においても、こどもの人口減少を踏まえ、これまでの「施設の確保」から「保育の質の向上」へと方向性を転換していくこととされている。

■保育政策の新たな方向性（こども家庭庁よりR6.12.20）



4 本市の抱える課題

保育の質の向上のために取り組むべき課題を4つに分類

（１）安心して生み育てられる環境の整備

⇒核家族化が進み、子育て家庭の中で孤立感や不安感を抱える人は多い。安心安全な子育てのための支援が必要である。

（２）多様なニーズに対応した保育の充実

⇒障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支えることが必要である。

（３）保育士の確保

⇒保育士が長く働き続けることができるような職場環境づくりや、潜在保育士の確保を進める必要がある。

（４）地域のニーズに応じた低年齢児保育提供体制の充実

⇒低年齢児の保育の需要が高まっており、幼児だけでなく低年齢児の保育環境を充実していく必要がある。

5 課題解決のための重点取組

（１）安心して生み育てられる環境の整備

（１）－１ 育休退園の解消

育児休業中であっても、退園することなく引き続き同じ園に入所できるようにし、安心して子育てができる環境を充実させる。

⇒ **こどもの安定的成長と保護者の精神的・身体的負担の大幅な軽減につなげる。**

■育休退園解消のスケジュール（予定）

年度	内容
R 7	・産後認定の拡大 （下の子の出産の2か月後の月末退園⇒6か月後の月末退園） ・（上の子が幼児である場合の）入所要件の緩和 （復職する月からの入園可⇒復職する年度当初から入園可）
R 8	・完全解消 （育児休業中の場合でも継続して在園することが可）

※ **毎年130人**が退園せずに継続在園することが可能

5 課題解決のための重点取組

（１）安心して生み育てられる環境の整備

（１）-２ こども誰でも通園制度の導入

【こども誰でも通園制度とは】

月１０時間を上限に就労要件等に関わらず、時間単位で保育所等を利用できる制度。令和８年度より実施。

⇒こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会

⇒孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する。

【一時保育との関わり】

一時保育※と共存させることにより、限られた受皿の中で効率的な運用を図る。

※一時保育：仕事や疾病などにより一時的に家庭での保育が困難な場合や心身のリフレッシュをしたい場合などに、こどもを一時的に預かる事業で市内１２園で実施。対象は保育園等を利用していないこども。

（１月あたりの利用可能日数：仕事、疾病１４日以内 心身のリフレッシュ５日以内など）

5 課題解決のための重点取組

（1）安心して生み育てられる環境の整備

（1）- 3 保育士配置基準の改善

保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案も発生している中においては、保育提供体制の強化が必要であるため、現在の在園児が転園を余儀なくされることなく**段階的に配置基準を改善する**。

■配置基準の改善内容

年度	改善内容
令和7年度	3歳児（20：1⇒15：1）
令和8年度	4歳児（30：1⇒25：1）
令和9年度	5歳児（30：1⇒25：1）

さらに国においては、1歳児の配置基準についても**令和8年度以降に改善を進めるとしている**。
（6：1から5：1への改善）

- ・ 3歳児、4・5歳児の配置基準の改善は、利用定員を引き下げて実施。
⇒保育士の増員をすることなく実施が可能。
- ・ 1歳児の配置基準の改善は、児童数の増加を考えると利用定員の引き下げはできない。
⇒**保育士の増員が必要。**

5 課題解決のための重点取組

（２）多様なニーズに対応した保育の充実

（２）-Ⅰ インクルーシブ保育の推進

障害の有無や国籍の違いなどに関わらず、多様なこどもが共に育ち合い園生活を送れるよう、**インクルーシブ保育を推進**する。

■インクルーシブ保育の取組

①関係機関との情報共有と協力

②就園先の受入体制の整備

③保護者との連携強化

④保育者の資質向上

きめ細やかな保育の提供を行うためには、保育士の業務量がどうしても増えるため、負担を分散するなどの保育士の配置体制の検討も必要である。

5 課題解決のための重点取組

(3) 保育士の確保

(3) - 1 保育士の確保

【民間園への保育士配置補助】

育休退園の段階的解消と低年齢児保育の需要の増加に対応するため、低年齢児の受入に必要な保育士の配置(確保)にかかる補助を行う。

⇒各園において保育士を確保し、**受入人数の増加**を図る。

■民間園において受入を拡大するために必要な保育士数

民間園全体の児童定員 (0-2歳児)	受入可能児童数 (0-2歳児)	差	必要な保育士数
769人	682人	87人	27人

※民間園全体の定員と受入可能数との差から必要な保育士数を園ごとに算出

【公立園・事業団園における保育士確保】

保育士採用計画に基づき計画的な採用を進めながら、働きやすい職場環境づくりや離職者の職場復帰支援の充実を図るなど、保育士の確保を進める。

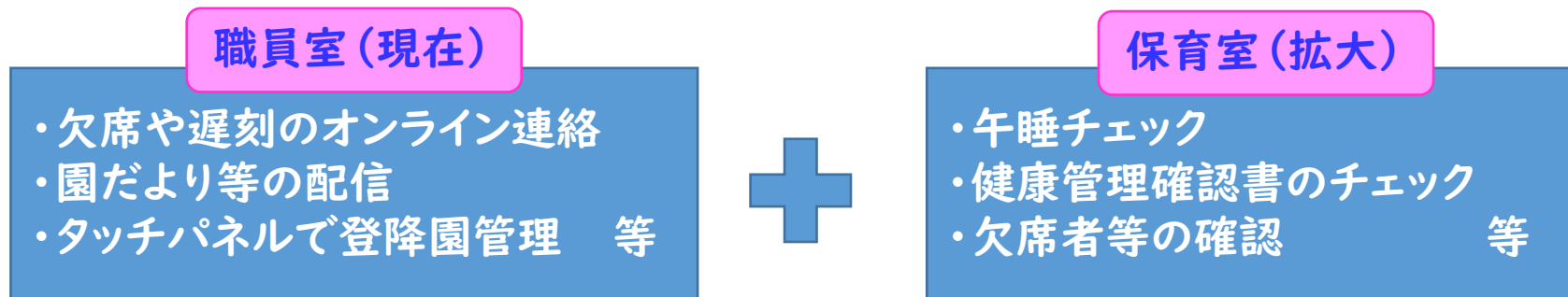
5 課題解決のための重点取組

(3) 保育士の確保

(3) - 2 保育DXの推進による業務改善等（働きやすい職場環境） 保育士確保に合わせ、働きやすい職場環境を構築し、離職防止を図る。

①園業務支援システム（H0ICT）の活用拡充検討

・活用範囲の拡大（職員室+保育室）へ



②キャッシュレス決済※システムの導入検討

- ・請求金額をスマホへ通知
- ・保護者が各自でスマホ決済
- ・スマホへ催促の連絡

事務のオンライン化により、事務量が大幅に減少する。
→保育士の事務負担の軽減につながる。

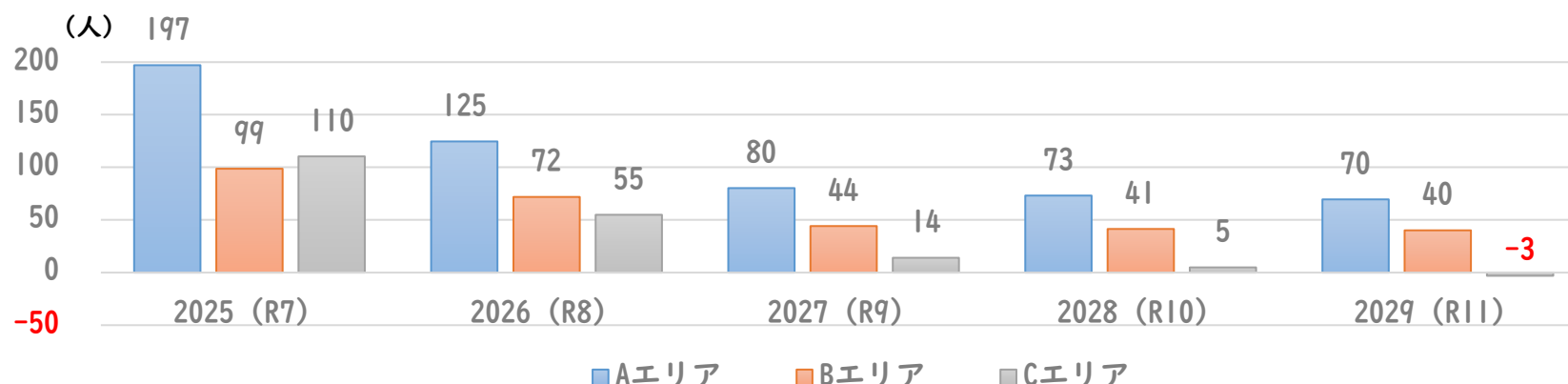
※公立園・事業団園において、現金で支払っている一時保育料や預かり保育料等をキャッシュレス決済化

5 課題解決のための重点取組

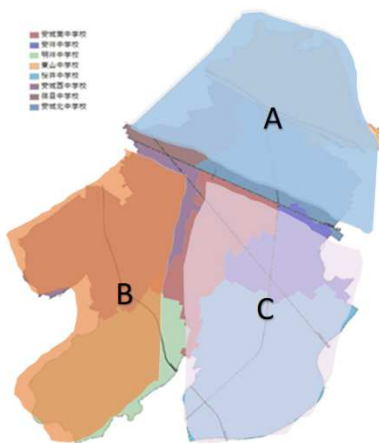
(4) 地域のニーズに応じた低年齢児保育提供体制の充実

(4) - 1 エリアごとにおける施設整備の必要性の検討

■3号認定児童数とエリア内保育所等の定員数との過不足



■通園状況を基にした通園エリア



今後増加する3号認定児童数とエリア内保育所等の定員数を比較すると、Cエリアは令和11年度には不足が見込まれる。

また、人口推計には反映されていない三河安城駅南土地区画整理事業に伴い、Bエリアは人口増加が考えられる。

《今後の取組事項》

- ・ B、Cエリアを中心とした人口動向の注視
- ・ 公立・事業団園のあり方も踏まえた民間による施設整備手法の検討

6 その他

(1) その他

(1) 公立・事業団園の維持管理

- ・「安城市保育園等基本整備計画」に基づき、保育環境の質的向上などを行うこと等を目的に、中規模改修工事等を実施(令和8年度完了予定)。
- ・令和9年度以降についても、安心安全な保育環境の充実を図ることができるように必要な改修計画を検討する。

7 スケジュール

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度以降
安心して生み育てられる環境整備	育休退園解消	半年	完全	継続		
	こども誰でも通園制度	制度設計	実施	継続		
	配置基準改善	3歳児(15:1)	4歳児(25:1)	5歳児(25:1)	継続	
多様なニーズに対応した保育充実	インクルーシブ保育	推進				
保育士の確保	民間園	補助制度の実施	継続の判断			
	公立・事業団園	確保策の実施				
	保育DXの推進	推進				
エリアごとの施設整備の必要性の検討	施設整備	低年齢児保育需給の確認 公立・事業団園のあり方も踏まえた民間による施設整備手法の検討				